

特別免許状等多様な外部人材の 教員等への登用拡大について

令和4年3月15日

文部科学省



当面の規制改革の実施事項（令和3年12月22日 規制改革推進会議）を踏まえた 教員資格制度に係る規制・制度の見直し

令和3年度措置

- b 特別免許状の授与に係る指針の改訂を踏まえ、運用実態調査を行い、
 - ・市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上での積極的な授与
 - ・特別免許状を既に取得した者が他教育委員会において申請を行う際の審査の短縮について都道府県教育委員会に対し、必要な指導を行う。

令和3年5月に特別免許状の授与に係る指針を改訂
今年度中に指針を踏まえた通知を改めて発出予定

令和3年度中調査結果公表予定及び検討開始、結論を得次第速やかに措置

- g 教師不足の実態について調査を行い、原因の究明・解消に向けて有効な取組事例の収集を行うとともに、教員の欠員が生じた際の代替教員の円滑な採用に向けて、「学校・子ども応援サポーター人材バンク」の活用を推進するほか、外部人材の登用や新卒者の入職を促進するために必要な方策を検討し、具体的施策を実施する。

令和4年1月調査公表
教育委員会における取組事例を幅広く共有するとともに、学校における働き方改革などの取組を引き続き推進

令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置

- a 教師の「質」の議論を行い結論を出し、教員免許制度について見直す。特に、社会人等が学校現場に参画しやすくなるような教員資格認定試験の試験制度のあり方についても見直しを検討・実施する。
- c 特別免許状授与の予見可能性を高める観点から授与手続きや授与基準の透明化を促進する。また、任命者ごとに特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等の必要な措置を講ずる。
- e 発行実績にとらわれない幅広い教科で特別免許状の授与を促進する。また、任命者ごとに特別免許状授与に関する数値目標を含む採用計画の公表を推奨する等の必要な措置を講ずる。

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問）

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会にて議論を行い、結論を得次第、必要な措置をすみやかに措置

「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂によるb対応状況

※「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（令和3年5月11日改訂）抜粋。下線部を改訂により追加。

✓ 市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上での積極的な授与

第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

第2章(第3節を除く)に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における審査を行うことが適当である。その上で、教育委員会が審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接その他の方法による確認を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。なお、教育職員検定を実施する都道府県教育委員会においては、授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望等を十分考慮した上で審査を行うことが求められる。

✓ 特別免許状を既に取得した者が他教育委員会において申請を行う際の審査の短縮

第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容

第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項及び教育職員免許法施行規則第65条の4に定める学識経験を有する者(大学の学長、教職課程を有する学部の学部長、校長等)により行われることが必要である。その際、面接により当該確認を行うことが考えられるが、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他各都道府県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認など必ずしも面接という方法によらないことも許容される。

➤ 今後の対応

都道府県教育委員会における特別免許状の授与にかかる実態を踏まえ、上記の指針に即した取組が確実に行われるよう促すことで、積極的な特別免許状の授与が進むよう、今年度中に再度通知を発出予定

「教師不足」に関する実態調査（令和3年度実施）①

- ✓ 学校に配置されている教員定数に対する「教師不足」の割合は高等学校が最も低く0.1%、他は小学校は0.26%、中学校は0.33%、特別支援学校は0.26%となっている<R3.5.1>。
- ✓ 始業日時点から5月1日時点の間においても、都道府県・指定都市等の人材確保の取組により不足数は小中合計で見ると0.07ポイント改善。

（1）「教師不足」の状況（5月1日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている 学校数(E)	割合 (E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%
高等学校	159,688	159,837	159	0.10%	3,502	121	3.5%
特別支援学校	78,474	78,632	205	0.26%	1,086	120	11.0%
合計	836,264	837,790	2,065	0.25%	32,903	1,591	4.8%

（参考）「教師不足」の状況（始業日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている 学校数(E)	割合 (E/D)
小学校	378,481	379,345	1,218	0.32%	18,991	937	4.9%
中学校	217,856	218,641	868	0.40%	9,324	649	7.0%
小中学校合計	596,337	597,986	2,086	0.35%	28,315	1,586	5.6%
高等学校	159,368	159,576	217	0.14%	3,502	169	4.8%
特別支援学校	78,309	78,517	255	0.32%	1,086	142	13.1%
合計	834,014	836,079	2,558	0.31%	32,903	1,897	5.8%

- （注1）「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時的任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数（養護教諭・栄養教諭等を除く）。なお、「非常勤講師」、「再任用教員（短時間）」は、フルタイム勤務に対する勤務時間数に応じた人数（換算数）として計算している。
- （注2）「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。
- （注3）「非常勤講師」、「再任用教員（短時間）」は、それぞれ始業日、5月1日時点に在籍する者を対象とする。
- （注4）本校・分校それぞれ別の学校として計上し、また、児童生徒が在籍していない学校は除く。
- （注5）一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

「教師不足」に関する実態調査（令和3年度実施）②

- ✓ 小学校における本来学級担任ではない役割の教師が学級担任を代替する「学級担任不足」は5月1日時点で全国で474件。
- ✓ 学級担任を代替しているのは、①指導体制の充実のために配置を予定していた教員（143件）と②生徒指導の充実のため配置された教師（37件）、③主幹教諭・指導教諭・教務主任（205件）の他に、④管理職が代替するケース（53件）も存在。
- ✓ 中学校および高等学校において、当該教科の教師がいないことにより当該教科の必要な授業を行えていないという「教科担任不足」の発生している例は、5月1日時点で中学校で16校、高等学校で5校。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ、5月中には概ね解消、遅くとも7月時点ではすべて解消している。

（表2） 令和3年度5月1日時点での小学校における学級担任の代替状況

	小学校の学級担任の総数	本来の学級担任を代替している人数	左記の内訳					左記が生じている学校数
			①指導方法工夫改善などの指導体制の充実のために配置を予定していた教員	②児童生徒支援などの運営体制の充実のために配置を予定していた教員	③主幹教諭・指導教諭・教務主任	④校長・副校長・教頭	⑤ その他	
小学校の学級担任不足	268,201	474 (0.18%)	143	37	205	53	36	367

（注）⑤のその他には、初任者研修に係る拠点校指導教員などを含む。

（表3） 令和3年度5月1日時点での中学校・高等学校における「教科担任不足」の状況

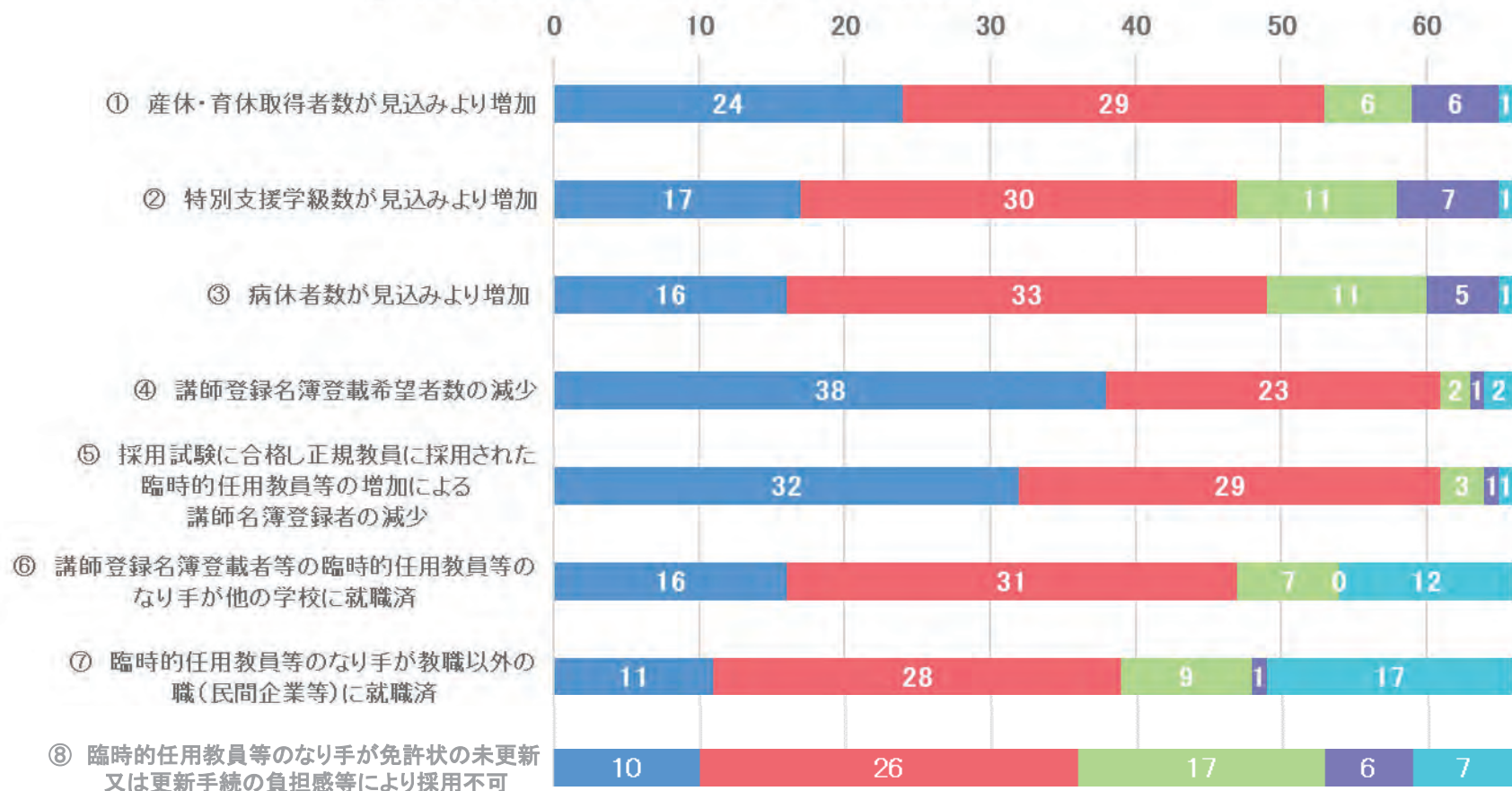
中学校				高等学校	
担当教科	学校数	担当教科	学校数	担当教科	学校数
数学	1	技術	1	国語	1
理科	1	家庭	8	理科	1
音楽	2	外国語 (英語)	1	保健体育	1
美術	2	合計	16	家庭	2
				合計	5

（参考）中学校全体は9,324校、高等学校全体は3,502校。

「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)③

- ✓ 教育委員会が認識している「教師不足」の発生要因としては、産休・育休取得者数、特別支援学級数、病休者数の増加により必要となる臨時的任用教員が見込みより増加したこと。
- ✓ また、もともと臨時的任用教員として勤務していた者の正規採用が進んだこと、臨時的任用教員のなり手がすでに他の学校や民間企業等に就職済であることによる講師名簿登載者の減少が大きい。

教師の確保の状況に関するアンケート結果



■ よくあてはまる
 ■ どちらかといえばあてはまる
 ■ どちらかといえばあてはまらない
 ■ あてはまらない
 ■ わからない

複数校指導や兼業について

- 令和3年12月22日の規制改革推進会議での「当面の規制改革の実施事項」の決定を受け、令和4年1月には、①教員の複数校指導が可能であること、②民間企業などから現職のICT人材を教員として学校に迎え入れる場合に、任命権者の判断により、兼業許可が可能であることや、パートタイムの会計年度任用職員には兼業の制限がないことについて、初等中等教育企画課長より直接、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当部課長に対して周知を行った。

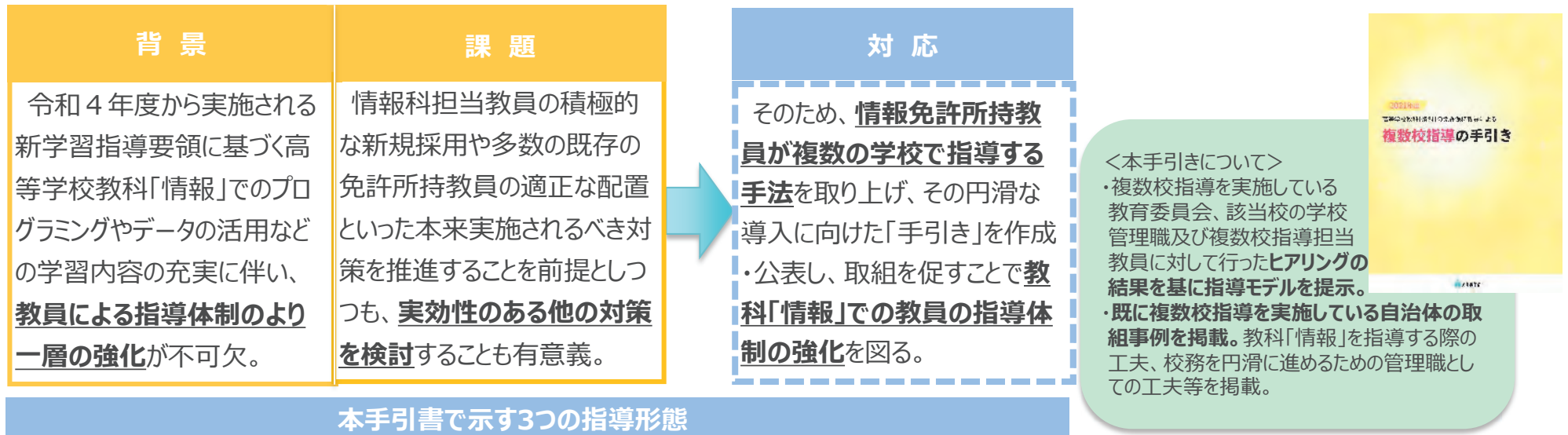
今後も、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当者向けの研修などで上記の趣旨を周知していく予定。

- ICT人材の確保に向けて、複数校指導や外部人材の活用が促進されるよう、留意事項や事例を掲載した、「高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き」「情報関係人材の活用促進に向けた育成カリキュラム及び指導モデルの手引き」を作成し、周知を行った。

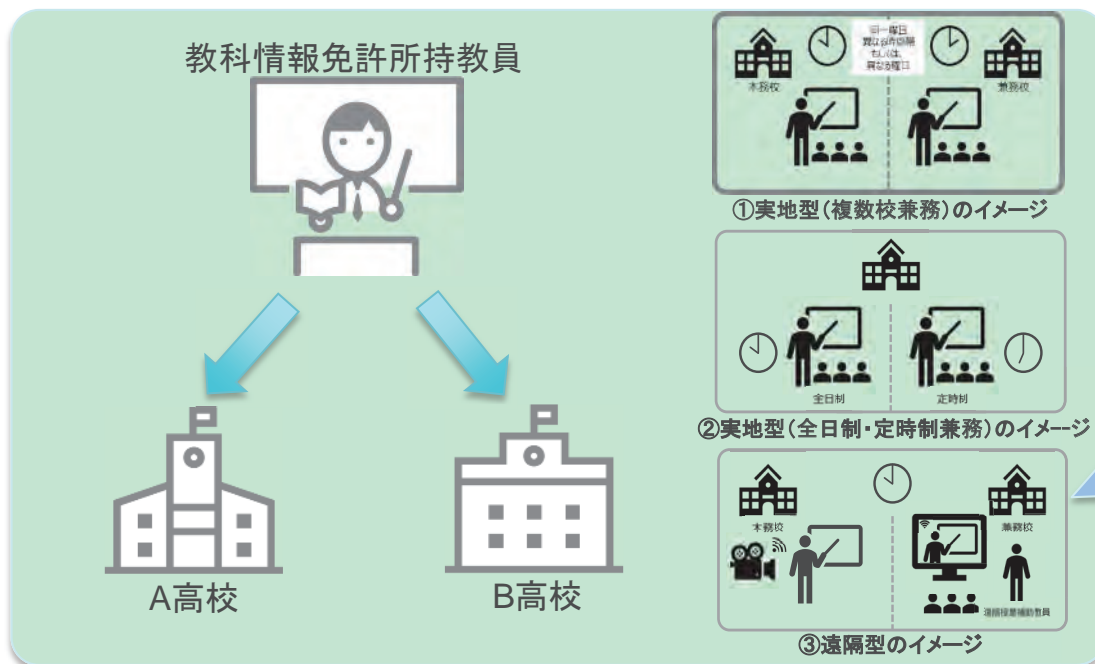
今後も、メールマガジンでの情報発信や、各都道府県・指定都市教育委員会の情報教育担当者向けの説明会等において周知するとともに、関係省庁と連携した外部人材の活用促進に取り組んでいく予定。

参 考 資 料

高等学校教科「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き



本手引書で示す3つの指導形態



- ### 掲載内容
- ◆ 第1章 複数校指導モデルの概要
 - ◆ 第2～4章 複数校指導モデル活用の手引き
 - ① 実地型（複数校兼務）
 - ② 実地型（全日制・定時制兼務）
 - ③ 遠隔型
 - ◆ 第5章 複数校指導モデルの事例詳細
 - ◆ 参考資料: アンケート結果（対象：都道府県教育委員会）



情報関係人材の活用促進に向けた育成カリキュラム及び指導モデルの手引き

背景 ・学習指導要領の改訂により、高等学校での「情報Ⅰ」の必履修化等、情報教育の充実が図られたところ。
・新たな必履修科目「情報Ⅰ」ではプログラミングやデータサイエンスなど、これまでと比較してより高い専門性が求められる内容が盛り込まれた。

対応 教科「情報」の授業の質及び生徒の興味・関心の向上を図るためにも、高い専門性を有した外部人材を必要に応じて有効に活用することで、各学校における教科「情報」をより一層充実させることが期待。



取組

教育委員会及び学校が外部人材活用を行うに当たっての全体像を示した指導モデルや、外部人材が授業参画前に理解しておくべき内容を示した研修カリキュラムを示す手引きを作成、周知し、**情報技能に係る高い専門性を有した外部人材の活用を促進**。

人材

教科「情報」の授業で活用できる外部人材

【指導経験者】

元教員、大学教授、PC教室講師、IT講座講師

【指導未経験者】

元情報関連産業従事者、IT技術者、情報工学系の学生

研修

学校での授業実施経験を有しない外部人材が、**教員のパートナーとして授業サポートや授業づくりをできるようになるために必要な研修カリキュラム**を以下の観点で作成。

「背景理解」「業務理解」「教科理解」「実践確認」

活躍

外部人材を導入している学校の声

・授業の質向上に効果を感じている。生徒のアンケート回答を見る限り、生徒の興味関心や理解度の向上に繋がっていると思われる。
・授業準備や授業中のサポートにおける**負荷軽減に効果**を感じている。



本手引きについて

- 教科「情報」において、外部人材の活用が促進され、授業の質向上に寄与することを目的。
- 本手引きに示す指導モデルは、外部人材の円滑な活用及び運用ができるよう、**予算や人材の「手配」、授業の「準備・実施」、活用の「改善」**の各プロセスにおける実施事項を教育委員会、学校、外部人材の観点で整理。

掲載内容

- 第1章 外部人材を活用した指導モデルの概要
 - 第2章 外部人材を活用した指導モデル活用の手引き
 - 第3章 外部人材に対する研修カリキュラムの概要
 - 第4章 外部人材に対する研修カリキュラム活用の手引き
- 各種様式例（求人票掲載）

参考資料:アンケート結果（対象:教育委員会）

Society 5.0を見据えた中高生等のデジタル関連活動支援の在り方 提言案【概要】

- 現状の人材不足（※）に対応するためには、「デジタル人材育成」は我が国にとって急務であり、中学生や高校生等の段階から、産官学を挙げて育成していくことが重要である。（※ 国内IT人材に45万人の需給ギャップが生じるという試算（平成30年度経済産業省実施「IT人材需給に関する調査」））
 - 中高生等のデジタル関連活動（学校・授業外）を主たる支援対象とした上で、波及的に学校・授業内の活動とも連携・支援することも視野に入れ、企業や大学・高専、学会等が支援する仕組みを提案するため、「デジタル関連部活支援の在り方に関する検討会」を、経済産業省が設置。
 - 本検討会では、中高生等のデジタル関連活動の振興に向けた論点を以下の4点に集約し、中学生、高校生、高専生、そして学校・教員に対して実施したアンケート調査やヒアリング等の結果を踏まえ、論点ごとに専門的かつ実務的な議論を行い、本提言を策定
- I. 「デジタル関連活動」に対する理解の醸成（中高生等がデジタル関連活動に取り組むことの意義や重要性について、どのように社会や学校、保護者等から理解を得ていくか）
 - II. 外部支援（中高生等のデジタル関連活動を企業や大学・高専、学会等が中心となって持続的に支援するためには、どのような仕組み等が必要か）
 - III. モチベーション（デジタル関連活動に所属する生徒のモチベーションを維持・向上するために有効な目標の在り方（例：大会・コンテスト）はどのようなものか）
 - IV. ジェンダー（中高生等のデジタル関連活動のジェンダーバランスを確保するためには、どのような仕組み等が必要か）

提言案抜粋

III.モチベーション

「デジタル」や「情報」を学ぶ機運は高まりつつある一方で、中高生等のデジタル関連活動や関連の大会・コンテスト・コミュニティは、他の伝統的な運動部活等と比較して規模や認知度においてまだ十分ではなく、中高生等のモチベーションを高める余地が大いに残されている。

<取り組むべき施策>

①モチベーションを維持・向上させる上で重要な要素

- 「周囲の理解」や「中間の存在」は、活動の時間や場所を確保する上でも重要な要素である。
- 育む場としては、図書館や科学館などの開かれた公共施設の役割も大きい。また、これからは仮想空間上の場もそのような役割を果たしていくことができると考えられる。
- 活動の領域によっては、取組を始めるために、又は大会・コンテスト・コミュニティに参加するためには、まとまった資金が必要であるという声も聞かれた。
- 知識・技術の向上はもちろん、目指すべきロールモデルとしてのメンターがいることが重要。更に活動内容によっては、ハッカソンやアイデアソンであればビジネス面・技術面のメンター、チーム競技であればチームマネジメントのメンター等が必要であるという指摘もあった。
- 中学校技術・家庭科技術分野や高等学校共通教科情報科の科目「情報Ⅰ」及び「情報Ⅱ」などに、産業界の専門家がティーム・ティーチングなどで関わることも生徒のモチベーション向上につながる


関係省庁（経産省、文科省、総務省等）と、デジタル関連活動支援に賛同する企業や大学・高専、学会等が連携し、高等学校情報科への民間人材の登用も含め、産官学を挙げて中高生のデジタル活動支援を推進する。

高等学校情報科 指導体制の充実

- ✓ 高等学校において、**情報科に共通必修科目「情報Ⅰ」を新設、令和4年度より実施**
⇒ **全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習**
- ✓ **令和7年度大学入学共通テストより、出題教科・科目として「情報Ⅰ」が追加**（「情報Ⅱ」では、「情報Ⅰ」で培った基礎の上に、情報システムやプログラミング、データサイエンス等について発展的に学習）
- ✓ 令和3年11月25日、文部科学省より各学校設置者に対して通知を発出し、情報科担当教員の採用・配置の現状（※）も踏まえつつ、以下①～③などを通じたそれらの工夫・改善と、専門性の更なる向上を働きかけ
 - ① **今後の高等学校教諭免許状「情報」保有者の計画的な採用の実施**
 - ② **「臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を受けた教員」が担当している授業を「高等学校教諭普通免許状「情報」を保有しているが、情報科を担当していない教員」が担当できるよう配置の工夫**（※ 情報科を担当していない情報免許状保有教員が約6,000人いる一方で、臨時免許状・免許外教科担任として情報科を担当している教員が約1,200人存在）
 - ③ **現職教員の同免許状取得の促進**
- ✓ あわせて、プログラミングやネットワーク等に関する指導の充実に向けて、**情報関係の外部人材の活用を促進することも重要。**

高等学校情報科に関する特設ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416746.htm



教員研修用教材

- 高等学校情報科「情報Ⅰ」教員研修用教材
- 高等学校情報科「情報Ⅱ」教員研修用教材
- ・ 情報科担当教員の専門性向上に向けて、都道府県等の研修における活用のほか、担当教員が個人で活用できる教材を作成。
- ・ 教材本編、ワークシート、サンプルコード・データ等を文部科学省HPに掲載。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416756.htm
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00742.html

複数校指導

- 「情報」の免許保持教員による複数校指導の手引き
 - ・ 複数校指導を実施している自治体・学校の取組事例を収集し、複数校指導を行う際の工夫、校務を円滑に進めるための管理職としての工夫等を掲載
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01344.html

外部人材活用

- 情報関係人材の活用促進に向けた育成カリキュラム及び指導モデルの手引き
 - ・ 情報技能に係る高い専門性を有した外部人材の活用を促進するために、教育委員会及び学校が外部人材活用を行うに当たっての全体像を示した指導モデルや、外部人材が授業参画前に理解しておくべき内容を示した研修カリキュラムを示す手引きを作成。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01345.html

指導実践事例集

- 高等学校「情報」実践事例集
- ・ 「情報Ⅰ」「情報Ⅱ」とともに大幅に内容が充実したため、情報科担当教員の授業実践の一助となるよう優れた取組を紹介する実践事例集を作成。
- ・ 高等学校情報科「情報Ⅰ」「情報Ⅱ」教員研修用教材を踏まえて作成しており、研修用教材と併せて活用することで、理論を踏まえた実践が実現することが期待できる。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01342.html

MOOC教材

- 情報処理学会 MOOC教材
 - ・ 一般社団法人情報処理学会において、教員研修や授業等で活用することができる教材を制作し無料公開している。
 - ・ 高等学校情報科「情報Ⅰ」教員研修用教材（文部科学省公表）の第3章・第4章に対応。
<https://sites.google.com/view/ipsjmooc/>（詳細はIPSJMOOCプロジェクトサイトにて）

上記に加え、

教職員支援機構等と連携した研修用動画の作成、研修等に利用できる民間企業等のコンテンツを文部科学省ホームページ（※）に掲載、メールマガジンによる定期的な情報発信 などの取組も実施中（令和4年3月時点）

※ 「子供の学び応援サイト」 12